

1. 資金保全

(1) 供託等のあり方

現行の資金決済法では、資金移動業者は、各営業日毎に要履行保証額(未達債務の額 + 還付手続きに要する額)を把握し、基準期間(1週間)における最高額を、当該基準期間の末日から1週間以内に、供託する義務が課せられている。

(2) 資本金要件

現行の資金決済法では、「資金移動業を適切かつ確実に遂行するための必要な財産的基礎があること」を登録申請時に審査しているが、資本金や純資産額などの定量的な基準は設けられていない。

(3) 還付金が払い戻されるまでの生活資金の補填

資金保全義務がきちんと果たされている場合であっても、資金移動業者が破綻した場合、労働者に供託金が払い戻されるまで、相当の期間(100日以上)を要する。

2. 労働者サイドのニーズ

・技能実習生の監理団体等にヒアリングをしたところ、銀行により、外国人労働者に対する口座開設の取扱にはバラツキはあるものの、いずれかの銀行では口座開設ができているとの回答があり、日常生活に支障がある外国人労働者層が把握できていない。

- 労働者保護の観点から、資金移動業者のうち、以下のような要件を満たした事業者を厚生労働大臣が指定し、当該事業者が運営する口座への賃金支払を可能とする。（検討中）

1. 資金保全

・労働者の生活の糧である賃金について、安全性を高める観点から、資金移動業者に対して、資金決済法で定める資金保全の義務以上の義務（ある一週間の要供託額を前週の最高額と前月の最高額のいずれか高い方とする）を課すこと。

※ 供託に代えて、銀行等と履行保証金保全契約を締結する方法も可

※ 信託会社等と履行保証金信託契約を締結する場合は、現行制度どおり。

2. 換金性

・ATM等を利用して、労働者が居住する地域等において、労働者から指定された金額の換金ができること。

3. 手数料

・少なくとも毎月1回以上は、労働者が手数料を負担することなく、換金できること。

4. 本人同意の前提となる使用者の義務

・労働者に対して、ペイロールカード以外の支払方法（現金払い、銀行口座など）を準備し、当該方法を選択できることを示すこと。

・ペイロールカードを選択した場合にかかる手数料、1回あたりの取引額の上限（現行は100万円）や、資金移動業者が破綻した場合に保証される資産の範囲について示すこと。